

週二回(火、金)定期発行
必要に応じて号外発行

公報

第二十四号

一九七〇年

三月二十七日

行政主席 屋 良 朝 苗

計量法施行規則の一部を改正する規則

計量法施行規則(一九五四年規則第十二号)の一部を次のように改正する。
第三条各号列記以外の部分中「左の通りとする。」を「次のとおりとする。」に改め、同条各号を次のように改める。

一 直尺

イ 金属製の直尺

ロ 木製又は竹製の直尺

二 巻尺

イ 金属製の巻尺

ロ 繊維製の巻尺

三 畳尺

四 機械的表示タキシーメーター

第四条第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同項各号を次のように改め、同条第二項を削る。

一 金属製の直尺の検定公差は、表わす量に依り、それぞれ、メートル又はその補助計量単位によるものにあつては次の表の一、ヤードポンド法によるものにあつては次の表の二のとおりとする。

表の一

表わす量	検定公差
五〇センチメートル以下	〇・二ミリメートル
一メートル以下	〇・三ミリメートル
一メートルをこえるとき	〇・三ミリメートルに、一メートルまでを増す ことに〇・三ミリメートルを加えた値

表の二

目次 ページ

〇計量法施行規則の一部を改正する規則(規則第三十六号) 1
〇衛生検査技師法施行規則の一部を改正する規則(規則第三十七号) 10

告 示

〇ブロッコ生産業者の登録抹消について(告示第九十三号) 10
〇失業保険金額表を定める告示(告示第九十四号) 11
〇戸籍の滅失について(告示第九十五号) 12

訓 令

〇戸籍の再製について(訓令第十二号・第十三号) 12

企 画 局 事 項

〇実地調査証の無効について

規 則

規則第三十六号

計量法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九七〇年三月二十七日

表の二		表の一	
表わす量	検 定 公 差	表わす量	検 定 公 差
三フィート以下	〇・〇一インチ	三フィートをこえるとき	〇・〇〇一インチに、三フィートまでを増すごとに〇・〇〇一インチを加えた値
五〇センチメートル以下	〇・五ミリメートル	二 木製又は竹製の直尺の検定公差は、表わす量に應じ、それぞれ、メートル又はその補助計量単位によるものにあつては次の表の一、ヤードポンド法によるものにあつては次の表の二のとおりとする。	
五〇センチメートルをこえるとき	〇・五ミリメートルに、五〇センチメートルまでを増すごとに〇・五ミリメートルを加えた値	表の一	
一・五フィートをこえるとき	〇・〇二インチ	表わす量	検 定 公 差
一・五フィート以下	〇・〇二インチ	五〇センチメートル以下	〇・五ミリメートル
一・五フィートをこえるとき	〇・〇二インチに、一・五フィートまでを増すごとに〇・〇二インチを加えた値	五〇センチメートルをこえるとき	〇・五ミリメートルに、五〇センチメートルまでを増すごとに〇・五ミリメートルを加えた値
三 金属製の巻尺の検定公差は、表わす量に應じ、それぞれ、メートル又はその補助計量単位によるものにあつては次の表の一、ヤードポンド法によるものにあつては次の表の二のとおりとする。		表の二	
表の一		表わす量	検 定 公 差
表わす量	検 定 公 差	一・五フィート以下	〇・〇一インチ
一メートル以下	〇・六ミリメートル	三フィート以下	〇・一五インチ

表の二		表の一	
表わす量	検 定 公 差	表わす量	検 定 公 差
五メートル以下	〇・六ミリメートルに、一メートルまでを増すごとに〇・一ミリメートルを加えた値	五〇センチメートル以下	二・五ミリメートル
五メートルをこえるとき	一ミリメートルに、五メートルまでを増すごとに一ミリメートルを加えた値	一メートル以下	四ミリメートル
表の二		一メートルをこえるとき	四ミリメートルに、一メートルまでを増すごとに一・五ミリメートルを加えた値
表わす量	検 定 公 差	表の一	
三フィート以下	〇・〇二インチ	表わす量	検 定 公 差
五フィート以下	〇・〇二インチ	五〇センチメートル以下	二・五ミリメートル
五フィートをこえるとき	〇・〇二インチに、三フィートまでを増すごとに〇・〇二インチを加えた値	一メートル以下	四ミリメートル
五フィートをこえるとき	〇・〇六インチに、一五フィートまでを増すごとに〇・〇四インチを加えた値	一メートルをこえるとき	四ミリメートルに、一メートルまでを増すごとに一・五ミリメートルを加えた値
四 繊維製の巻尺の検定公差は、表わす量に應じ、それぞれ、メートル又はその補助計量単位によるものにあつては次の表の一、ヤードポンド法によるものにあつては次の表の二のとおりとする。		表の二	
表の一		表わす量	検 定 公 差
表わす量	検 定 公 差	一・五フィート以下	〇・〇一インチ
三フィート以下	〇・一五インチ	三フィート以下	〇・一五インチ

三フットをこえるとき		〇・一五インチに、三フットまでを増すごとに 〇・〇六インチを加えた値
五 厘尺の検定公差は、表わす量に応じ、それぞれ、次の表のとおりとする。		
表わす量	検 定 公 差	
五〇センチメートル以下	〇・五ミリメートル	
五〇センチメートルをこえるとき	〇・五ミリメートルに、五〇センチメートルまでを増すごとに〇・五ミリメートルを加えた値	
六 機械的表示タキシーメーターの検定公差は、検査の区分に応じ、それぞれ、表わす量が真実の量をこえる場合にあっては〇、表わす量が真実の量に足りない場合にあっては次の表のとおりとする。		
検 査 の 区 分	検 定 公 差	
定置検査 基本走行距離又は基本料金に相当するたわみ軸の回転数(以下「基本回転数」という。)	基本回転数の一、〇〇〇分の二	
走行検査 走行距離又は料金に相当する距離	基本回転数の一、〇〇〇分の二 五にその後の走行距離又はその後の料金に相当するたわみ軸の回転数の一〇〇分の二を加えた値	

第五条各号列記以外の部分中「左の通りとする。」を「次のとおりとする。」に改め、同条各号中「左に」を「次に」に改める。

第五条第二号中「八から十までを次のように改める。」

ハ 自動送りおよび式指示はかり
ニ ばね式指示はかり

ホ 直示天びん
第五条第二号に次のように加える。

ヘ 手動指示併用はかり

第五条第三号及び第四号を次のように改め、第五号を削り、第六号を第五号とする。

三 容積付自動はかり

四 次に掲げる分銅

イ 一級である旨の表記のある分銅(以下「二級分銅」という。)

ロ 二級である旨の表記のある分銅(以下「二級分銅」という。)

第六条第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同項各号を次のように改める。

一 質量目盛のあるはかり(手動天びん及び加除機構又は多回転指示機構を有する指示はかりを除く。)であつて最小目盛の値がひょう量の二〇〇分の一(載せ台の面積がひょう量一トンにつき一、〇〇〇平方メートル以下のはかり並びに秤はかり及び直線目盛のみのあるばね式指示はかりにあっては五〇分の一)以下のものの検定公差は、表わす量に応じ、それぞれ、ひょう量が三〇キログラム以下のものにあつては次の表の一、ひょう量が三〇キログラムをこえるものにあつては次の表の二のとおりとする。

表の一

表わす量	検 定 公 差
ひょう量の四分の一以下	表わす量の目盛に接する一目盛の値の二分の一
ひょう量の四分の一をこえるとき	表わす量の目盛に接する一目盛の値

表の二

表わす量	検 定 公 差
ひょう量の二分の一以下	表わす量の目盛に接する一目盛の値の二分の一
ひょう量の二分の一をこえるとき	表わす量の目盛に接する一目盛の値

二 質量目盛のあるはかり(手動天びん及び加除機構又は多回転指示機構を有する指示はかりを除く。)であつて、最小目盛の値がひょう量の二〇〇分の一(載せ台の面積がひょう量一トンにつき一、〇〇〇平方メートル以下のはかり並びに棒はかり及び直線目盛のみのあるばね式指示はかりにあつては、五〇〇分の一)をこえるものの検定公差は、表わす量に應じ、それぞれ、ひょう量が三〇キログラム以下のものにあつては次の表の一、ひょう量が三〇キログラムをこえるものにあつては次の表の二のとおりとする。

表の一

表わす量	検定公差
ひょう量の四分の一以下	表記した感量の二分の一
ひょう量の四分の一をこえるとき	表記した感量

表の二

表わす量	検定公差
ひょう量の二分の一以下	表記した感量の二分の一
ひょう量の二分の一をこえるとき	表記した感量

三 質量目盛のないはかり及び手動天びんの検定公差は、表わす量に應じ、それぞれ、ひょう量が三〇キログラム以下のものにあつては前号の表の一に掲げる検定公差に相当する値、ひょう量が三〇キログラムをこえるものにあつては同号の表の二に掲げる検定公差に相当する値とする。

四 加除機構又は多回転指示機構を有する指示はかりの検定公差は、表わす量に應じ、それぞれ、次の表のとおりとする。

表わす量

検定公差

加除機構を有する指示はかりにあつては加除機構を操作しないで、多回転指示機構を有する指示はかりにあつては指針又は目盛板の最初の一回転でそれぞれ計ることができ、最大の質量(以下「目盛板ひょう量」という。)の二分の一以下

目盛板ひょう量の二分の一をこえるとき

表わす量の目盛に接する
一目盛の値

五 一級分銅の検定公差は、表わす量に應じ、それぞれ、次の表のとおりとする。

表わす量	検定公差
一ミリグラム	〇・〇五ミリグラム
二ミリグラム	〇・〇五ミリグラム
五ミリグラム	〇・〇五ミリグラム
一〇ミリグラム	〇・〇五ミリグラム
二〇ミリグラム	〇・〇五ミリグラム
五〇ミリグラム	〇・一ミリグラム
一〇〇ミリグラム	〇・二ミリグラム
二〇〇ミリグラム	〇・三ミリグラム
五〇〇ミリグラム	〇・五ミリグラム
一グラム	〇・五ミリグラム
二グラム	〇・五ミリグラム
五グラム	一ミリグラム
一〇グラム	一ミリグラム
二〇グラム	一ミリグラム
五〇グラム	二ミリグラム
一〇〇グラム	五ミリグラム
二〇〇グラム	一〇ミリグラム

五〇〇グラム	二〇ミリグラム	五キログラム	二二〇ミリグラム	二〇キログラム	三・二グラム
一キログラム	四〇ミリグラム	一〇キログラム	二二〇ミリグラム	表の二	
二キログラム	七〇ミリグラム	二〇キログラム	三〇〇ミリグラム	表わす量	検定公差
六 二級分銅の検定公差は、表わす量に應じ、それぞれ、キログラム又はその補助計量単位（カラットを除く。）によるものにあつては、次の表の一、カラットによるものにあつては次の表の二、ポンド又はその補助計量単位によるものにあつては次の表の三、ゲレーンによるものにあつては次の表の四のとおりとする。					
表の一					
表わす量	検定公差	一〇グラム	二〇ミリグラム	表の三	
一〇ミリグラム	〇・五ミリグラム	二〇グラム	二〇ミリグラム	表わす量	検定公差
二〇ミリグラム	〇・五ミリグラム	五〇グラム	三〇ミリグラム	〇・五 カラット	〇・四ミリグラム
五〇ミリグラム	〇・七ミリグラム	一〇〇グラム	三〇ミリグラム	〇・二 カラット	〇・三ミリグラム
一〇〇ミリグラム	一ミリグラム	一〇〇グラム	五〇ミリグラム	〇・一 カラット	〇・二ミリグラム
二〇〇ミリグラム	一・五ミリグラム	五〇〇グラム	一〇〇ミリグラム	〇・〇一 カラット	〇・〇五ミリグラム
五〇〇ミリグラム	三ミリグラム	一キログラム	二〇〇ミリグラム	〇・〇二オンス	〇・〇二ゲレーン
二グラム	五ミリグラム	二キログラム	四〇〇ミリグラム	〇・〇五オンス	〇・〇三ゲレーン
一グラム	五ミリグラム	五キログラム	八〇〇ミリグラム	〇・一 オンス	〇・〇五ゲレーン
五グラム	一〇ミリグラム	一〇キログラム	一・六グラム	〇・二 オンス	〇・〇七ゲレーン
				〇・五 オンス	〇・一ゲレーン
表の二					
表の三					
一カラット	〇・六ミリグラム	〇・一オンス	〇・二ゲレーン	〇・一オンス	〇・二ゲレーン
二カラット	〇・八ミリグラム	〇・二オンス	〇・二五ゲレーン	〇・五オンス	〇・三五ゲレーン
五カラット	二ミリグラム	一オンス	〇・五ゲレーン	二オンス	一ゲレーン
一〇カラット	三ミリグラム	四オンス	一・五ゲレーン	八オンス	二ゲレーン
二〇カラット	四ミリグラム				
五〇カラット	一〇ミリグラム				
一〇〇カラット	一五ミリグラム				

表の四

一〇ポンド	一六ゲレイン
七ポンド	一四ゲレイン
五ポンド	一二ゲレイン
四ポンド	九ゲレイン
二ポンド	六ゲレイン
一ポンド	三ゲレイン

表の五

表わす量	検定公差
〇・〇一ゲレイン	〇・〇〇一ゲレイン
〇・〇二ゲレイン	〇・〇〇二ゲレイン
〇・〇五ゲレイン	〇・〇〇五ゲレイン
〇・一ゲレイン	〇・〇一ゲレイン
〇・二ゲレイン	〇・〇一ゲレイン
〇・五ゲレイン	〇・〇一ゲレイン
一ゲレイン	〇・〇二ゲレイン
二ゲレイン	〇・〇三ゲレイン
五ゲレイン	〇・〇五ゲレイン

一四ポンド	二〇ゲレイン
二〇ポンド	三〇ゲレイン
二八ポンド	四〇ゲレイン
五〇ポンド	五〇ゲレイン
五六ポンド	六〇ゲレイン

一〇ゲレイン	〇・〇七ゲレイン
二〇ゲレイン	〇・一ゲレイン
五〇ゲレイン	〇・二ゲレイン
一〇〇ゲレイン	〇・二五ゲレイン
二〇〇ゲレイン	〇・三五ゲレイン
五〇〇ゲレイン	〇・五ゲレイン
一、〇〇〇ゲレイン	一ゲレイン
二、〇〇〇ゲレイン	一・五ゲレイン
四、〇〇〇ゲレイン	二ゲレイン

表の一

質	量	検定公差
一〇〇グラム未満	一〇ミリグラム	
一〇〇グラム以上	質量の五、〇〇〇分の一	

表の二

質	量	検定公差
四オンス未満	〇・二ゲレイン	
四オンス以上	質量の五、〇〇〇分の一	

七 定量おもりの検定公差は、その質量の一、〇〇〇分の一とする。
 八 定量おもりの検定公差は、質量に応じ、それぞれ、キログラム又はその補助計量単位によるものにあつては、次の表の一、ポンド又はその補助計量単位によるものにあつては、次の表の二によるものとする。

第六条第二項中「第五号から第七号まで」を「第一号及び第四号」に改め、同条第三項を削る。
 第七条各号列記以外の部分中「左の通りとする。」を「次のとおりとする。」に改め、同条各号を、次のように改める。

一 一次に掲げる木製ます
 イ 円筒形の木製ますであつて、その全量、次の表に掲げる体積を表わすもの

0423

イ 前金装置を有しない積算式ガソリン量器の検定公差は、そのガソリン量器に表記されている使用最大流量の二〇分の一（その使用最大流量の一〇分の一がハリツトル毎分未満の場合にあつては、ハリツトル毎分）以上その使用最大流量までの流量について、表わす量に應じ、それぞれ、次の表のとおりとする。

表わす量	検定公差
ハリツトル以下	二五ミリハリツトル
ハリツトルをこえるとき	表わす量の二〇分の一

ロ 前金装置を有するガソリン量器の検定公差は、表わす量に應じ、それぞれ、前イに規定する検定公差に表わす量の二〇分の一を加えた値に相当する値とする。

四 水道メーターの検定公差は、次に定めるところによる。

イ 口径が四センチメートル以下の接線流羽根車式水道メーター（前金装置を有するものを除く。）の検定公差は、その水道メーターに表記されている基準流量（以下「基準流量」という。）の二〇分の一以上基準流量までの流量に應じ、それぞれ、次の表のとおりとする。

流 量	検 定 公 差
基準流量の五分の一未満	表わす量の二〇分の一
基準流量の五分の一以上	表わす量の二〇分の五

ロ 円板型水道メーター、ロータリーピストン型水道メーター、ピストン型水道メーター及びロータリー型水道メーター（前金装置を有するものを除く。）の検定公差は、基準流量の二〇分の一以上基準流量までの流量について、表わす量の二〇分の二とする。

ハ 前金装置を有する水道メーターの検定公差は、その種類及び流量に應じ、それぞれ、前イ、ロに規定する検定公差に表わす量の二〇分の一を加えた値に相当する値とする。

ニ 口径が四センチメートルをこえる接線流羽根車式水道メーター並びに軸流羽根車式水道メーター、ペンチユリ管分流式水道メーター、複合型水道メーター及び副管付水道メーターの検定公差は、その水道メーターに表記されている基準流量範囲（以下「基準流量範囲」という。）内の流量に應じ、それぞれ、次の表のとおりとする。

流 量	検 定 公 差
基準流量範囲の上限の流量の五分の一未満	表わす量の二〇分の四
基準流量範囲の上限の流量の五分の一以上	表わす量の二〇分の五

第九条各号列記以外の部分中「左の通りとする。」を「次のとおりとする。」に改め、同条各号を次のように改める。

一 アネロイド型圧力計（アネロイド型血圧計を除く。）

二 アネロイド型血圧計

第十條の見出しを「（アネロイド型圧力計の検定公差）に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「指示圧力計及び自記圧力計については、左の各号」を「アネロイド型圧力計については、次の各号」に改め、同項各号を次のように改め、同条第三項を削る。

一 アネロイド型圧力計（アネロイド型血圧計を除く。）の検定公差は、計ることが出来る最大の圧力の二〇分の一以下の圧力計については、表わす量の目盛に接する一目盛の値とし、計ることが出来る最大の圧力の二〇分の一をこえる圧力については表わす量の目盛に接する一目盛の値の二分の一とする。

二 アネロイド型血圧計の検定公差は、四水銀柱メートルとする。

第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

第十三條第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同項各号を次のように改める。

一 直尺の使用公差は、その種類及び表わす量に應じ、それぞれ、第四條第一号及び第二号に規定する検定公差の一・五倍に相当する値とする。

二 巻尺の使用公差は、その種類及び表わす量に應じ、それぞれ、第四條第

三 号及び第四号に規定する検定公差の一・五倍に相当する値とする。

三 量尺の使用公差は、表わす量に應じ、それぞれ、第四条第五号に規定する検定公差の一・五倍に相当する値とする。

四 機械的表示タキシメーターの使用公差は、検査の区分に應じ、それぞれ、第四条第六号に規定する検定公差の一・五倍に相当する値とする。

第十四条第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同項各号を次のように改める。

一 第六条第一項第一号又は第二号に規定するはかりの使用公差は、その種類及び表わす量に應じ、それぞれ、これらの号に規定する検定公差の二倍に相当する値とする。

二 質量目盛のないはかり及び手動天びんの使用公差は、その種類及び表わす量に應じ、第六条第一項第三号に規定する検定公差の二倍に相当する値とする。

三 加除算機構又は多回転指示機構を有する指示はかりの使用公差は、表わす量に應じ、第六条第一項第四号に規定する検定公差の二倍に相当する値とする。

四 一級分銅又は二級分銅の使用公差は、その種類及び表わす量に應じ、それぞれ、第六条第一項第五号又は第六号に規定する検定公差の一・五倍に相当する値とする。

五 定置おもりの使用公差は、その質量の一〇、〇〇〇分の一五とする。

六 定置増おもりの検定公差は、質量に應じ、第六条第一項第八号に規定する検定公差の一・五倍に相当する値とする。

第十四条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 第六条第二項の規定は、前項第一号及び第三号の使用公差に準用する。

第十五条の見出しを「(体積計の使用公差)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「(まず(斗桶を除く。))」については、左の通りとする。」「(体積計については、次のとおりとする。)」に改め、同項各号を次のように改め、同条第二項を削る。

一 まず及びガソリン量器の使用公差は、その種類及び質量又は表わす量に

應じ、それぞれ、第八条第一号、第二号及び第三号に規定する検定公差の二倍に相当する値とする。

二 水道メーターの使用公差は、次に定めるところによる。

イ 口径が四センチメートル以下の接線流羽根車式水道メーター(前金装

置を有するものを除く。)の使用公差は、基準流量の二〇分の一以上基準流量までの流量に應じ、それぞれ、第八条第四号イに規定する検定公差の二倍に相当する値とする。

ロ 円板型水道メーター、ロータリーピストン型水道メーター、ピストン型水道メーター及びロータリー型水道メーター(前金装置を有するものを除く。)の使用公差は、基準流量の二〇分の一以上基準流量までの流量に應じ、それぞれ、次の表のとおりとする。

流 量	使 用 公 差
基準流量の五分の一未満	表わす量の一〇〇分の八
基準流量の五分の一以上	表わす量の一〇〇分の五

ハ 前金装置を有する水道メーターの使用公差は、その種類及び流量に應じ、それぞれ、前イ、ロに規定する使用公差に表わす量の一〇〇分の一を加えた値に相当する値とする。

ニ 口径が四センチメートルをこえる接線流羽根車式水道メーター、ベンチユリー管分流水道メーター、複合型水道メーター及び副管付水道メーターの使用公差は、基準流量範囲内の流量に應じ、第八条第四号ニに規定する検定公差の二倍に相当する値とする。

第十六条の見出しを「(アネロイド型圧力計の使用公差)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「指示圧力計及び自記圧力計については、左の各号に定めるところによる。」「を「アネロイド型圧力計については、その種類に應じ、それぞれ、第十条第一項に規定する検定公差の二倍に相当する値とする。」「に改め、同項各号を削る。

第十六条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 第十条第二項の規定は、前項の使用公差に準用する。

第三百二十六条を次のように改める。

(表記)

第三百二十六条 分銅には、その種類に應じ、それぞれ、次の表に掲げる標識が表記されていなければならない。ただし、質量が一ミリグラム、二ミリグラム又は五ミリグラムの分銅であつて、その形状がそれぞれ次条の表の下欄の形状であるものについては、この限りでない。

種 類	標 識
一級分銅	①
二級分銅	②

第三百二十七条第一項本文中「質量を表記しなければならない。」を「質量が表記されていなければならない。」に改め、同項ただし書中「五〇〇ミリグラム以下の線状分銅、グラムもしくはミリグラムによる分銅（線状および板状のものを除く。）であつて五グラム以下の質量のもの、尺貫法による分銅であつて五毛以下の質量のものまたは」を削り、「左の」を「次の」に、「板状分銅」を「分銅」に改め、第二項及び第三項を削る。

第六百二条を次のように改める。

(表記)

第六百二条 一級分銅及び二級分銅には、それぞれ、次の表に掲げる標識が表記されていなければならない。

一級分銅	二級分銅
①	②

第六百二条第一項ただし書中「五〇〇ミリグラム以下の線状分銅、グラムもしくはミリグラムによる分銅（線状および板状を除く。）であつて五グラム以下の質量のもの、尺貫法による分銅であつて五毛以下の質量のものおよび」を削り、「左の」を「次の」に、「板状分銅」を「分銅」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第六百八十条第三号中「リットルは、一、〇〇〇〇二八立方デシメートルをいう。」を「リットルは、立方メートルの、一、〇〇〇分の一をいう。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第三十七号

衛生検査技師法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九七〇年三月二十七日

行政主席 屋 良 朝 苗

衛生検査技師法施行規則の一部を改正する規則

衛生検査技師法施行規則（一九六二年規則第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「日本の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）」の下に、「学校教育法（一九五八年立法第三号）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

告示第33号

プロダク品質保全法（1961年立法第48号）第16条の規定に基づき、建築用プロダク生産業者の登録を次のとおり抹消する。

1970年3月27日

行政主務 屋 良 朝 苗

記

- 1 生産業者の氏名 山内 清吉
- 2 生産業者の住所 那覇市松川216
- 3 事業場の名称 山内セメントプロダク瓦製作所
- 4 事業場の所在地 那覇市上園242
- 5 プロダクの種類、登録番号及び抹消年月日

プロダクの種類	登録番号	抹消年月日	備考
建築用プロダク	187	1970年3月17日	

告示第94号

失業保険法 (1958年立法第5号) 第20条及び第22条第1項の規定に基づき、失業保険金額表を次のように定め、1970年2月1日から適用し、1968年告示第11号 (失業保険金額表を定める告示) は、1970年1月31日限り廃止する。ただし、同日以前の失業に係る失業保険金の日額については、なお従前の失業保険金額表による。

1970年3月27日

行政主席 屋 良 朝 市
失 業 保 険 金 額 表

等 級	賃 金 日 額	保 険 金 額
1	\$1.75以下	1.05
2	\$1.76から\$1.83まで	1.10
3	1.84 " 1.92 "	1.15
4	1.93 " 2.00 "	1.20
5	2.01 " 2.08 "	1.25
6	2.09 " 2.17 "	1.30
7	2.18 " 2.25 "	1.35
8	2.26 " 2.33 "	1.40
9	2.34 " 2.42 "	1.45
10	2.43 " 2.50 "	1.50
11	2.51 " 2.58 "	1.55

12	2.59から 2.67まで	1.60
13	2.68 " 2.75 "	1.65
14	2.76 " 2.83 "	1.70
15	2.84 " 2.92 "	1.75
16	2.93 " 3.00 "	1.80
17	3.01 " 3.08 "	1.85
18	3.09 " 3.17 "	1.90
19	3.18 " 3.25 "	1.95
20	3.26 " 3.41 "	2.05
21	3.42 " 3.53 "	2.15
22	3.59 " 3.75 "	2.25
23	3.76 " 3.91 "	2.35
24	3.92 " 4.08 "	2.45
25	4.09 " 4.25 "	2.55
26	4.26 " 4.41 "	2.65
27	4.42 " 4.58 "	2.75
28	4.59 " 4.75 "	2.85

告示第九十五号

コザ市役所備付の左記戸籍の一部が滅失したので戸籍法第十条に基づき告示する。

一九七〇年三月二十七日

行政主席 屋 良 朝 苗

記

本 籍

コザ市宇胡屋一二五二番地

筆 頭 者
津 田 千 代 恵

備 考
第 一 葉

訓 令

訓令第十二号

法 務 局 長

那覇市役所備付の左記戸籍は滅失の虞があるから、次の手続により再製せられたい。

- 一 那覇市長をして滅失の虞がある当該戸籍に基づき再製させること。
- 二 前項により戸籍を再製したときは、その旨を同市長をして那覇法務支局長

あて申報させ、右の申報を受けたときは相当の調査をすること。
右訓令する。

一九七〇年三月二十七日

行政主席 屋 良 朝 苗

記

本 籍

那覇市宇天久八百番地

崇元寺町一丁目四十二番地
牧志町二丁目四番地

筆頭者氏名
屋富祖 平盛
外間 朝弘
国吉 真宜

訓令第十三号

法 務 局 長

コザ市役所備付の左記戸籍の一部が滅失したので、次の手続により再製せられたい。

- 一 コザ市長をして法務支局保管の戸籍副本に基づき再製させること。
- 一 前項により戸籍を再製したときは、同市長をしてその旨申報させ右の申報を受けたときは相当の調査をすること。

一九七〇年三月二十七日

行政主席 屋 良 朝 苗

記

本 籍

コザ市宇胡屋一二五二番地

筆 頭 者
津 田 千 代 恵

備 考
第 一 葉

企画局事項

統計計書第九号

次の実地調査証は、紛失年月日以降無効とする。

1970年3月27日

統計計書 米 市 海 班

調査証 書	交付年月日	職 級	氏 名	紛失年月日
第758号	1965年12月1日	4級統計職	野 原 康 功	1969年12月10日
第1097号	1968年9月12日	"	上江洲 健 二	1970年1月10日
第834号	1966年12月24日	"	仲 松 正 恒	1970年1月12日
第681号	1964年10月27日	"	比 嘉 明 吉	1970年1月22日
第719号	1965年7月23日	"	嘉手納 良 吉	1970年3月5日
第755号	1965年12月1日	"	真栄城 守 彦	1970年3月6日
第751号	1965年12月1日	"	下 地 徹	1970年3月9日

鹿児島県庁

機密開示第8号

遺族補給金交付規程(1967年告示第465号)第6条の規定により、遺族補給金交付申請書の提出期日を今年度限り1970年4月10日までとする。

1970年3月27日

臨時職務代理
労働局長 仲 松 康 幸

鹿児島県庁

社会保険庁告示第5号

医療保険法(1965年立法第108号)第23条の規定による医療担当者の登録を、次のように取消す。

1970年3月27日

社会保険庁長 宮 城 常 敏

医療担当者名	取消の事由	登録取消の効力発生年月日	登録の記号番号	従事する医療機関の名称	所在地
岸本 幸雄	閉 院	1970年3月1日	医 280	岸本医院	コザ市諸見里1223
内藤 宏樹	本上解任	1970年5月1日	医 337	沖繩精和病院	南風原科字宮平227
大城 康男	辞 職	1970年4月2日	医 336	"	"
琉球真里芳	死 亡	1970年2月24日	医 505	琉球真里病院	石垣市字大川1182

中央教育委員会告示第8号

第201回臨時中央教育委員会招集について

教育委員会法(1956年立法第2号)第116条の規定に基づき、次のとおり第201回臨時中央教育委員会を招集する。

1970年3月24日

中央教育委員会
委員長 松 島 朝 永
記

- 1 会議開催の日時
1970年3月30日(月)午前10時
- 2 会議開催の場所
中央教育委員会室
- 3 会議に付する案件
(1) 職員人事について
(2) その他

心 扣

1968年少第281~286号

1970年3月27日 (金曜日)

1970年3月20日

那覇家庭裁判所

押収物還付公告

下記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第510条により公告する。受還付人は本日より6ヵ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1968年押第39号

1 切出しナイフ 1丁 受還付人 不明

1968年少第300号

1970年3月20日

那覇家庭裁判所

押収物還付公告

下記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第510条により公告する。受還付人は本日より6ヵ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1968年押第88号

1 カメラ 1個 受還付人 所在不明 高橋節子
2 折畳みナイフ 1丁 受還付人 不明

1968年少第703~706号

1970年3月20日

那覇家庭裁判所

押収物還付公告

下記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第510条により公告する。受還付人は本日より6ヵ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1968年押第110号

2 現金 85仙 受還付人 不明

1968年少第740~741号

1970年3月20日

那覇家庭裁判所

押収物還付公告

下記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第510条により公告する。受還付人は本日より6ヵ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1968年押第119号

2 電柱鉄 2本 受還付人 不明

1968年少第785号

1970年3月20日

那覇家庭裁判所

押収物還付公告

下記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第510条により公告する。受還付人は本日より6ヵ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1968年押第127号

3 自動車のシートカバー 1枚 受還付人 不明

1968年少第1522~1525号

1970年3月20日

那覇家庭裁判所

押収物還付公告

下記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第510条により公告する。受還付人は本日より6ヵ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1968年押第202号

1 ビニール縄 1本 受還付人 不明
2 木綿縄 1本 〃 〃

1969年少第540～543号
1970年3月20日

那 覇 家 庭 裁 判 所
押 収 物 還 付 公 告

下記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第510条により公告する。受還付人は本日より6ヵ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1969年押第73号

1 ビニールホース 1本 受還付人 那覇市字樋川在 照舊納商店

1969年少第741号

1970年3月20日

那 覇 家 庭 裁 判 所
押 収 物 還 付 公 告

下記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第510条により公告する。受還付人は本日より6ヵ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1969年押第87号

3 自転車

(ユニナイト、K3882)

1台 受還付人 不明

1969年少第911号

1970年3月20日

那 覇 家 庭 裁 判 所
押 収 物 還 付 公 告

下記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第510条により公告する。受還付人は本日より6ヵ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1969年押第112号

1 ドライバー 1本 受還付人 不明

1969年少第1290～1292号

1970年3月20日

那 覇 家 庭 裁 判 所

押 収 物 還 付 公 告

下記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第510条により公告する。受還付人は本日より6ヵ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1969年押第147号

1 モンキー自転車

1台 受還付人 不明

2 手提バッグ

1個 " "

3 タバコ

{ サルム 1個
ビース 1個
サルム 11本

1969年少第1318号

1970年3月20日

那 覇 家 庭 裁 判 所

押 収 物 還 付 公 告

下記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第510条により公告する。受還付人は本日より6ヵ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1969年押第149号

1 自転車 (中古)

1台 受還付人 不明

1969年少第1434号

1970年3月20日

那 覇 家 庭 裁 判 所

押 収 物 還 付 公 告

下記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第510条により公告する。受還付人は本日より6カ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1969年押第161号

1 ドライバー 1本 受還付人 所在不明 前原孝吉

1969年少第1481~1482号

1970年3月20日

那 覇 家 庭 裁 判 所

押 収 物 還 付 公 告

下記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第510条により公告する。受還付人は本日より6カ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1969年押第164号

1 ベンチ 1個 受還付人 所在不明 宮城栄一

1969年少第829号

1970年3月20日

那 覇 家 庭 裁 判 所

押 収 物 還 付 公 告

下記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第510条により公告する。受還付人は本日より6カ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1969年押第96号

1 トタンバサミ 1個
2 ガラス切り 1個
3 ガラス切りの刃 1枚
4 ニツパー 1個

5 ガスボンベ(エルガー)

1本

6 ガスライター

1個

7 チョウバツグ

1個

8 背広上衣

1枚

9 タオル

1枚

10 草履

1足

11 半袖シャツ

1枚

以上 受還付人 所在不明 山入端シナイチ

1969年少第360号

1970年3月20日

那 覇 家 庭 裁 判 所

押 収 物 還 付 公 告

下記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第510条により公告する。受還付人は本日より6カ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1969年押第41号

1 鍵 1個 受還付人 コザ市字諸見里以下不詳 石 仲 野 好

1969年少第427号

1970年3月20日

那 覇 家 庭 裁 判 所

押 収 物 還 付 公 告

下記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第510条により公告する。受還付人は本日より6カ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1969年押第48号

1 現金 3ドル60セント 受還付人 不 明

1969年少第448号
1970年3月20日

刑 罰 家 庭 裁 判 所

押 収 物 還 付 公 告

下記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第510条により公告する。受還付人は本日より6ヵ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1969年押第51号

1 鍵 2 個 受還付人 不明

公務員等共済組合法 (1969年立法第154号) 附則第3条第5項の規定に基づき、公務員等共済組合定款を次のように公告する。

1970年3月27日

公務員等共済組合理事長 仲 村 榮 春

公務員等共済組合定款

目次

- 第1章 総則 (第1条—第5条)
- 第2章 運営審議会 (第6条—第15条)
- 第3章 役員及び職員 (第16条—第19条)
- 第4章 組合員 (第20条—第21条)
- 第5章 給付 (第22条—第24条)
- 第6章 福祉事業 (第25条)
- 第7章 拠金及び負担金 (第26条)
- 第8章 審査会 (第27条)
- 第9章 財務 (第28条—第29条)
- 第10章 監査 (第30条—第33条)
- 附則

第1章 総則

(設立の根拠及び名称)

第1条 この組合は、公務員等共済組合法 (1969年立法第154号。以下「法」

という。)に基づいて組織し、公務員等共済組合 (以下「組合」という。) という。

(目的)

第2条 組合は、組合員及びその遺族の相互救済の事業を行ない、もつてこれらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。

(事務所の所在地)

第3条 組合の事業所は、那覇市に置く。

(所屬所及び所屬所長)

第4条 組合の所轄機関 (以下「所屬所」という。) は、公務員等共済組合運営規則 (以下「運営規則」という。) で定めるところにより理事長が定める。

2. 所屬所に所屬所長を置き、理事長が定める職にある者をもつて充てる。

3. 所屬所長は、理事長の命を受け、所屬所の事務を執行する。

(公告の方法)

第5条 組合の公告は、公報に掲載して行なう。

第2章 運営審議会

(運営審議会の名称)

第6条 法第6条の規定に基づき組合に置く運営審議会は、公務員等共済組合運営審議会 (以下「運営審議会」という。) という。

(委員の定数)

第7条 運営審議会の委員 (以下「委員」という。) の定数は、次のとおりとする。

- (1) 組合員を代表する者以外の者である委員 5人
- (2) 組合員を代表する者である委員 5人

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会期)

第9条 運営審議会に会長を置く。会長は、第7条第1号に掲げる委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、運営審議会の会議を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

(会議)

第10条 運営審議会は、会長が招集する。

2 会長は、理事長又は4人以上の委員が会議に付議すべき事件を示して運営審議会の招集を請求したときは、運営審議会を招集しなければならない。

3 運営審議会は、第7条各号に掲げる委員がそれぞれ3人以上出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、同一の事件につき再度招集しても招集に応じた委員がそれぞれ委員の定数の半数に達しないとき、又は招集に応じた委員がそれぞれ委員の定数の半数に達しても出席委員が定足数を欠き会長において出席を催告してもなお定足数に達しないとき、若しくは出席の催告に応じて出席した委員が定足数に達してもその後定足数に達しなくなつたときは、この限りでない。

4 運営審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。

5 前項の場合において可否同数のときは、会長が決する。

(代理による表決)

第11条 委員は、病氣その他やむを得ない事由により運営審議会に出席することができないときは、他の組合員を代理人として議決権又は選挙権を行なうことができる。

2 前項に規定する代理人は、その旨を証する書面を運営審議会の開会前に会長に提出しなければならない。

(会議規則)

第12条 運営審議会は、会議規則を設けなければならない。

(会議録)

第13条 会長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 委員の定数
- (3) 出席委員の氏名並びに欠席委員のうち議決権又は選挙権の委任を受けた委員の氏名及び委任を受けた組合員の氏名
- (4) 議事の要領
- (5) 議決した事項及び賛否の数

(運営審議会の傍聴)

第14条 組合員は、運営審議会の会議を傍聴することができる。ただし、運営審議会において傍聴を禁止する旨の議決があつたときは、この限りでない。

(委員等旅費)

第15条 委員は、その職務を行なうために要する旅費の支給を組合から受けることができる。

2 前項の旅費の額及び支給方法は、理事長が定める。

第3章 役員及び職員

(役員の定数等)

第16条 組合に役員として理事長、理事3人及び監事2人を置く。

2 理事長は、常勤とする。

(役員の任期)

第17条 役員の任期は、任命の日から起算する。

(役員の報酬)

第18条 理事長には、報酬を支給する。

2 役員には、その職務を行なうために要する旅費を支給する。

3 第1項の報酬及び前項の旅費の額並びにその支給方法は、理事長が定める。

(事務局及び職員)

第19条 組合に事務局を置き、事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

3 事務局長は、理事長の命を受け組合の事務をつかさどる。

4 その他の職員は、上司の指揮を受け組合の事務に従事する。

5 事務局の組織、職制及び職員に関し必要な事項は、理事長が定める。

第4章 組合員

(組合員の範囲)

第20条 組合は、次の各号に掲げる者をもつて組合員とする。

- (1) 法律2条第1項第1号に規定する職員
- (2) 法律115条に規定する組合役員

(組合員の補明)

- 第21条 組合員は、一般組合員及び特殊組合員に区分する。
- 2 一般組合員は、次項に掲げる組合員以外の組合員とする。
- 3 特殊組合員は、行政主席、市町村長及び立法院議員である組合員とする。

第5章 給付

(短期給付)

第22条 組合は、組合員及びその遺族に対し、法第38条及び第39条に規定する短期給付を行なう。

(附加給付)

第23条 組合は、法第39条の規定により、次の表に定める附加給付を行なう。

給付の名称	給付事由	給付額
療養費附加金	医療保険法(1965年立法第108号。)第28条第1項の規定により医療費の支給を受けるとき。	療養費の額(医療保険法第18条に規定する療養費の額(以下「療養費の額」という。)の100分の30に相当する金額。ただし、他の法令の規定により政府又は市町村の負担において療養費の支給を受けるときは、その額を療養費の額から控除して得た金額)
家族療養費附加金	医療保険法第38条第1項の規定により療養費の支給を受けるとき。	療養費の額の100分の30に相当する金額。ただし、他の法令の規定により政府又は市町村の負担において、療養費の支給を受けるときは、その額を療養費の額から控除して得た額をこえない。
出産費附加金	医療保険法第31条の規定により分娩費を支給するとき。	30ドル

配偶者出産費附加金	医療保険法第39条の規定により配偶者分べん費を支給するとき。	20ドル
育児手当金附加金	法第48条第1項の規定により育児手当金を支給するとき。	育児手当金の額に相当する金額
埋葬料附加金	医療保険法第32条の規定により埋葬料を支給するとき。	20ドル
家族埋葬料附加金	医療保険法第40条の規定により家族埋葬料を支給するとき。	15ドル
災害見舞金附加金	法第56条の規定により災害見舞金を支給するとき。	災害見舞金の額の100分の40に相当する金額
結婚手当金	組合員が結婚したとき。	20ドル

2 附加給付の支給手続きに関し必要な事項は、理事長が定める。

(長期給付)

第24条 組合は、組合員及びその遺族に対し、法第57条に規定する長期給付を行なう。

第6章 福祉事業

(福祉事業)

第25条 組合は、理事長の定めるところにより、次に掲げる福祉事業を行なう。

- (1) 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
- (2) 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- (3) 組合員の貯金の受入れ又はその運用
- (4) 組合員の臨時の支出に対する貸付け
- (5) 組合員の需要する生活必需物資の供給

第7章 年金、政府等及び政府の負担金

(年金、政府等及び政府の負担金)

第26条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての年金及び政府等の負担金の額は、組合員の給料（運営規則で定める仮定給料を含む。以下同じ。）の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

組合員別	年金率			
	短期給付	福祉事業	短期給付	福祉事業
一般組合員	$\frac{6}{1,000}$	$\frac{2}{1,000}$	$\frac{6}{1,000}$	$\frac{2}{1,000}$
特殊組合員	$\frac{6}{1,000}$	$\frac{2}{1,000}$	$\frac{6}{1,000}$	$\frac{2}{1,000}$

2 組合員の長期給付に要する費用としての年金、政府等及び政府の負担金の額は、組合員の給料の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

組合員の種別	年金率	負担金率		
		政府等	政府	府
一般組合員	$\frac{42}{1,000}$	$\frac{42}{1,000}$	$\frac{14.8}{1,000}$	
特殊組合員	$\frac{52}{1,000}$	$\frac{52}{1,000}$	$\frac{18.5}{1,000}$	

第8章 審査会

(審査会の名称)

第27条 法第98条第1項の規定に基づき、組合に置く審査会は、公務員等共済組合審査会という。

第8章 財務

(経理単位)

第28条 組合の経理単位は、短期経理、長期経理、業務経理、保健経理、宿泊経理、住宅経理、貯金経理、貸付経理及び物資経理とする。

(事業計画及び予算又は決算の公告)

第29条 理事長は、事業計画及び予算の作成若しくは変更又は決算について運営審議会の議を経たときは、当該事業計画及び予算又は決算の要旨を遅滞なく公告しなければならない。

第10章 監査

(監査)

第30条 監事は、毎事業年度少なくとも一回以上期日を定めて、及び必要があるとき認める場合は臨時に組合の業務を監査するものとする。

2 監査は、給付の決定その他の処分並びに組合の財産、会計並びに現金及び物品の出入に関する書類帳簿等について組合の業務が法令の規定に基づいて適正に行なわれているかどうかを検査するものとする。

(監査の立会)

第31条 監事が監査を行なう場合には、理事長及び出納役その他出納職員は、

監査に立ち会ふものとする。

(監事の権限)

第23条 監事は、出納役その他の出納職員に対して、現金及び預金、通帳、帳簿、証ひよう書類その他の書類の提示並びに事実の説明等を求めることができる。

(監査報告書)

第24条 監事は、監査が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、これを理事長及び運営審議会に提出しなければならない。

- (1) 監査年月日
- (2) 監査の対象となつた期間
- (3) 監査事項
- (4) 監査の結果の概況及び意見
- (5) 出納職員に対して直接注意した事項
- (6) その他必要な事項

附 則

- 1 この定款は、法附則第3条第3項の規定により、行政主席が認可した旨の告示があつた日から施行する。ただし、第22条、第23条及び第26条の規定は、1970年7月1日から施行する。
- 2 第22条に規定する短期給付のうち、法第38条第1号から第4号まで第6号及び第7号に掲げる給付については、法附則第7条第1項の規定により当分の間、これを行なわない。

1970年3月27日（金曜日） 公

報 （1961年1月6日第3種郵便物認可） 第24号（22）

販売所	発行所
総務局財務部用度課	総務局渉外広報部文書課

— 皇印刷 —

公報 第24号

0438